

私本 志摩利風土記 (続)

文化財保護委員 松井正夫

郷土三和町の歴史や文化財について、町の広報紙に掲載してどうかと言われて、粗稿を「広報さんわ」に掲載して貰うようになってもう十二年あまりになる。郷土の歴史・伝説・文化財などについて私の調べたほとんどのものを紹介してきた。前回「山城誌」を終わって、もうこれきりにしようと思っていたのであるが、町の広報担当の方から、「まとまったものではなくてもよいし、また、断続的でもよいから続けてもらえないか」とのことでもまたペンを執った。お目通し頂けるならしあわせである。

ハッ塚 (史跡)

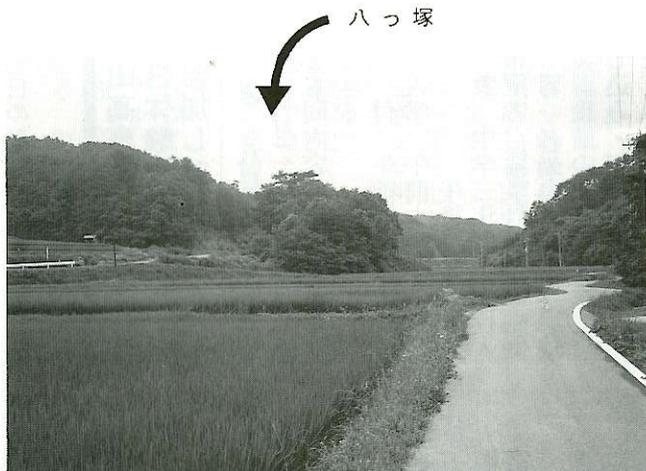
大字小畠久木の常夜燈の南方約二〇〇mの所、現在の県道の右側に旧県道が残っており、その新旧県道に挟まれて少し山が残っている所があるが、このあたりを古くからハッ塚と呼んでいる。昔はこのあたりに塚(古墳)がハッあったのでこのように呼ばれたという。

ここは近世(江戸時代)中津藩領の「追放」の刑の行われたところと言われる。追放の刑は、領分払い・城下払い・村送り・所払いなどで、領分払いは領外(他領)へ追放、城下払いは城下町に

外へ、村送り・所払いは村外(他村)または何里四方以外へ追放するものである。

このハッ塚と言われるあたりが、ちょうど旧小畠村と亀石村の村境であり、また小畠村は中津領、亀石村は天領(幕府直轄領)、(嘉永六年からは福山領)であったから、領分払いも村送りのみで行うことができたわけである。

安永年間(一七七二〜一七八〇)定引の復活を願い出て越訴の罪に問われた父木野村庄屋庄兵衛(村田)が、罪一等を減じられて中津の牢舎から送り帰されて、領外追放に



ハッ塚

五)から廃止され全高に課税されるようになったので、前記庄屋庄兵衛と高蓋村庄屋庄兵衛がその復活を中津へ願い出て、庄兵衛は罪を一身に背負って捕らえられた。

この追放の刑の行われた場所を厳密に特定する資料はないが、新旧両県道に挟まれた山の部分の中に、さらに一筋の古い道型があり、わずかに峠になっている所がある。この所で刑が行われたといわれている。

この追放の刑は多くの場合「百叩きの上追放」などと言って百回とか二百回とか青竹をもって叩いた上追放したので、この所を「百叩き」とか「叩き払い」と呼ぶ人もある。

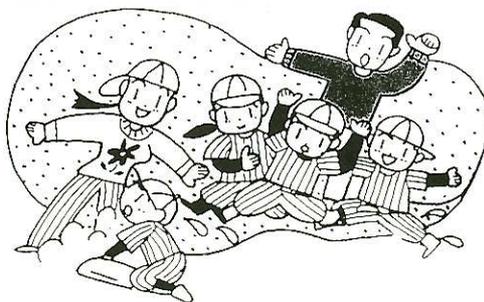
なお重罪の仕置きはコウモリ橋付近の河原で行われたといわれている。

(参考文献、神石郡誌)

なったが、それもここハッ塚で追放されたのである。(註、定引とは年々引、連々引などとも言い、農地の税高と算出する時、農地の出来高から一定量を天引きした後に税率を掛ける一種の減税措置のこと。備後の中津領(三十六カ村二万二五石余)では旧幕領時代からの旧例によって、年々約三千石の定引が行われていたが、延享二年(一七四

青少年を非行からまもる
全国強調月間

平成5年
7月1日~7月31日



文化財保護委員 松井正夫

「王子原」

大字木津和の杉田に、王子原という所があり、田圃の中に草原があって、古くは墓や塚(古墳)があり、また王太子神社という小祠があった。何となく由緒ありそうな場所であり名称であるが、どうもはっきりしたことはわからない。

土地の人々の間では、昔この所で王子たちの戦(いくさ)があつて多くの人々が亡くなり、その中の王子を祀つた小祠があり、家来のものと思われる多くの墓があつたとか、また、王子神楽(五行祭)で四郎五郎を競り合つたお大夫さんが、この所で神楽で競り負けた意趣晴らしをした所ではないかなどと語り伝えられているという。

そこでこれらの口碑伝説をないまぜて、次のような物語を作つてみた。したがつてこれは大部分は筆者のフィクションで、史実とは遠いことを了としてほしい。

昔、大和や河内のあちらこちら

に都のあつた頃、巨大豪族の首長は王と呼ばれ、その子どもの男子は王子とか王子とか呼ばれていた。

その頃、なんとかの王には五人の王子があつた。その王子たちがだんだん成長するにつれて困つたことが起つた。よくあることだが王子たちの王位争いである。

五人の王子の中で一番末の王子は、優れた器量の王子で、父王も内心ではこの王子に王位を継がせたいと思つていたようである。

当然自分が王位を継承するものと思つていた長兄の王子は、父王のそうした心中を察して、他の兄弟や一族、家来の者数多味方に引き入れて、弟王子を無き者にしようとする計画をめぐらせた。

利発な弟王子の味方につく者も勤(こ)みならずあつたが、弟王子は兄王子と争うべきではないと考え、僅かな家来を連れて、夜にまぎれてあてもない旅に出た。

これを知つた兄王子は、弟王子が生きているかぎり、いつかは自分を倒して王位につこうとするに違いない。完全に抹殺しなければならぬと、腕の立つ家来を選び、ついでに弟王子の追討を命じた。

弟王子たちは、昼は神社や山林にかくれ人目を避け、夜々旅を続けて一月余り、ようやくこの里まで逃(に)げ来た時、ついに兄王子の命を受けた討手の者に発見され取り囲まれた。

そして、日暮れの迫るこの原で壮絶な闘(たたか)いが展開された。双方入り乱れての死闘は半刻近くも続いたが、いかんせん衆寡敵せず、弟王子とその家来たちは、この草原を血に染めて、ことごとくあえない最期を遂げたのである。

その所を王子原と呼び、塚や墓がある。永祿年中里人たちは社を造り、悲運の王子の霊を祀り、王子神社(または王太子神社)と呼んでいる。最期まで弟王子を護つて闘い、ついに討たれた六人衆

も、境内に祀り今に祭祀を怠ることはないという。

備後地方に行われる王子神楽(五行祭)は、この悲運の王子の物語をもとにして、中国から伝わつた五行説をないまぜて、隣郡のお寺の住職が作つたものだと言ひ伝えられている。



ケア・ワーカー福祉共済制度

家庭での寝たきり老人の介護や、病院付き添いサービスなどを行うケア・ワーカー(家政婦さんの新しい呼び方)の方々に、安心して働いてもらえるよう、平成五年六月からスタートした福祉共済制度。民営の紹介所を通じて個人に雇用されるケア・ワーカーは、施設などに雇用されているケア・ワーカーと違って、労災保険などの補償がありません。そのため、就業中の事故による傷害の補償もなく、福祉の面で立ち遅れがみられました。

急速に進む高齢社会の中で、ケア・ワーカーの人材確保が急がれています。そこで政府の支援を得て、(財)介護労働安定センターが福祉共済制度を実施することになりました。その中身は、①通勤途上を含む就業中の傷害に対する補償 ②賃金不払いの場合の補償 ③ケア・ワーカーが仕事に、求人者などに損害を与えたときの賠償責任補償 ④病气やけがによって入院したときの休業補償です。詳しくは、(財)介護労働安定センター(☎〇三・五四六七・〇二二一)へお問い合わせください。



亜硫酸 窯跡

町内大字時安、坂瀬川方面には多くの鉾山跡がある。筆者もその全部はまだ踏査していないのであるが、一部実際に見聞したものを中心に、この地方の鉾山跡について紹介しようと思う。

坂田 銅山 跡

大字時安坂田の、町道時安下井関線のかたわらに、坂田銅山の鉾口が開いている。現在には灌木や草が茂っており、鉾口からは水が流れ出ている。その少し下方に、鉾石の選別用の沈澱池の跡も残っている。

主として銅を採掘したものとされるが、少量ながら砒鉾も産出したといわれる。少し離れた野呂原という所には、亜硫酸製造の窯跡も遺っている。

う。

このほかにも時安には多くの鉾山跡があるといわれる。少量ながら金を産出したものもあったといわれる。次に鉾山名と鉾名を掲げておく。

- 東山鉾山 銅・金
- 吉岡鉾山 銅・金
- 青滝鉾山 銅・金
- 矢の谷鉾山 銅
- 梅の木鉾山 銅・砒鉾

(この鉾山跡は、現在はゴルフ場となっていて跡かたもなくなっている。)

なお大字坂瀬川には炭鉾跡が二、三カ所あって、太平洋戦争中は採掘していたといわれている。

大字時安野呂原に、かつて亜硫酸を焼製した窯跡が残っている。多くの窯が複雑な形に連なっており、砒素が猛毒だと思わせいか鬼気迫るような感じがする。操業をやめてから数十年を経て、なお窯の附近には草も無く毒の強さを思わせる。

かつてここに働いた人々は、手には手袋をはめ顔にはお白粉で厚化粧をして働いたが、それでも首や手首にぶつぶつができ、それがなかなか癒らなくて難儀をしたということである。

この悪硫酸の焼製がいつ頃から始められたものかははっきりしない。鉾山の始まりと同じ頃であろうと推測できる。そして大正年代の終り頃までは操業していたといわれる。

余談のようにも思うがひとことつけ加える。来見中学校の下の国道を福山の方に向

かって少し進んで、峠を越えた所に太刀洗の池という小さな池がある。この池の伝説についてはまた述べることもあろうかと思うが、人や狸を切った太刀を洗った池だといわれ、そのためこの池の水は赤く濁っており、飲むと腹が痛くなると言い伝えられている。

これを現代風に考え、前に述べた鉾山のことも合わせ考えてみると、この池のあたりに鉾脈が露出していて、それで水が赤錆で汚れ、それを飲めば腹が痛くなるのではあるまいか。ただしこれはあくまでも筆者の推測である。

(鉾山や窯跡については、地元時安の西郷氏からいろいろ話を聞かせて頂いた。ここに附記して深くお礼申し上げます。)

文化財保護強調週間 11月1～7日

先人が残してくれた文化遺産を永遠に守ろう



義民庄兵衛と

その邸跡

大字父木野、郷の下江村バ
ス停の上手、県道の上方に、古
い石垣の屋敷と赤瓦の宅があ
る。建物は新しいもので昔の
趣はないが、苔むす石垣は昔
のままの面影を止めている。

この邸が、かつて私達の郷
土の大半が九州豊前の中津藩
の飛領であった頃、代官を勤
めた小島の村田氏の出所であ
り、また、同時代父木野村の庄
屋を勤め、農民の窮状を救う
ため、中津へ訴え出て罰せら
れた、義民庄兵衛の邸跡である。
代官村田氏は、元禄初年に
この父木野村村田氏から分か
れて小島に住し、元禄十一年
(二六九八)より郷土が幕府
直轄領(天領)であった頃は
小島村の庄屋を勤めていた
が、享保二年(一七一七)、
前記のように郷土三和町の大
半(旧采見地区と亀石、桑
木、藤尾を除く全部)が中津
藩の飛び領となると、その小
島村の庄屋となり、郡方勘定

人・御山奉行など勤
め、同四年に中津藩
備後領二万石余(神
石二カ村、甲奴一
二カ村、安那二カ村、計三六
カ村)の代官に任ぜられ、明
治二年の藩籍奉還まで勤め
た。

一方父木野のこの邸にいた
村田氏も、中津領時代その父
木野村の庄屋を勤めていた。
ところで、中津藩備後領で
は、奥平氏入封当時は、天領
時代の例にならって定引(石
高から一定量の天引きをした
残額に税率「免という」を掛
ける一種の減税)が行われて
いたが、延享二年(一七四
五)これが廃止された。ため
に農民は年貢(税)が高くな
り困窮した。ちなみに定引
は、石高二万一五石余に対し
て三千百石余、税率は大体五
ツ(五割)位であった。
そこで三郡の百姓は定引の
復活を願い出たが入れられ
ず、安永七年には大庄屋・庄
屋・組頭など村役人が嘆願し
たが、これも入れられず村々
は困窮した。

この時、父木野村庄屋村田
庄兵衛は、隣村高蓋村庄屋大
崎宅石衛門(この時分両庄屋
とも姓を名乗ることを許され
ていなかったと思われるが、
便宜上姓を冠して記述する。)と謀り、定引の復活を中津へ
愁訴した。無論越訴は死罪と
覚悟の上であった。

中津藩では驚いて二人を逮
捕のため藩吏を備後に差し向
けた。藩吏は急行して金丸村
の旅宿元屋に投宿した。

事情を知っていた元屋の主
人は、使いの者を走らせて急
を庄兵衛らに知らせた。

急を聞いた庄兵衛は、一緒
に縛につくという宅石衛門を
なだめて、罰は一人受ければ
よい、後事を頼むと、自ら進ん
で捕らえられ中津へ送られた。

中津では種々取調べた結
果、愁訴の趣意を認め、安永
七年から定引の制度を復活し
た。農民は蘇生の思いで両庄
屋に感謝したという。

庄兵衛は中津の牢舎に居る
こと三年、罪一等を減じられ
て小畑に送還され、八ツ塚に
おいて追放され、家は闕所と

なった。

村人たちは、追放の日ひそ
かに駕籠を準備して迎え帰
り、大切に給仕したというこ
とである。

この両村田氏は、代官村田
家の系図によると、その始祖
を大職官藤原釜足としその遠
裔薬師寺庄衛門尉貞知が信州
岩村田城にあって武田信玄に
仕え、在地の名を取って村田
を姓としていたが、武田氏亡
ぶに及んで備後国地父木野村
に來り、尼子の臣で権現山城
主人江大藏大輔正高に仕えた
が、尼子滅亡後父木野村に帰
農して村田庄兵衛を名乗り、
その後数代の後知世が小畑村
に別家したとある。

(余事ではあるが、右の系図
の記述でちょっと気になるこ
とがある。というのは武田氏
の滅亡よりも尼子の亡びの方
が早いのであるが、系図の方
の記述は反対になっている。)

「参考文献」神石郡誌、村田家系図
コピー(町教育委員会蔵)

注 闕所(近世、磔、獄門、死罪、
重追放などの時、田畑、家屋敷な
どを没収すること。

12月は

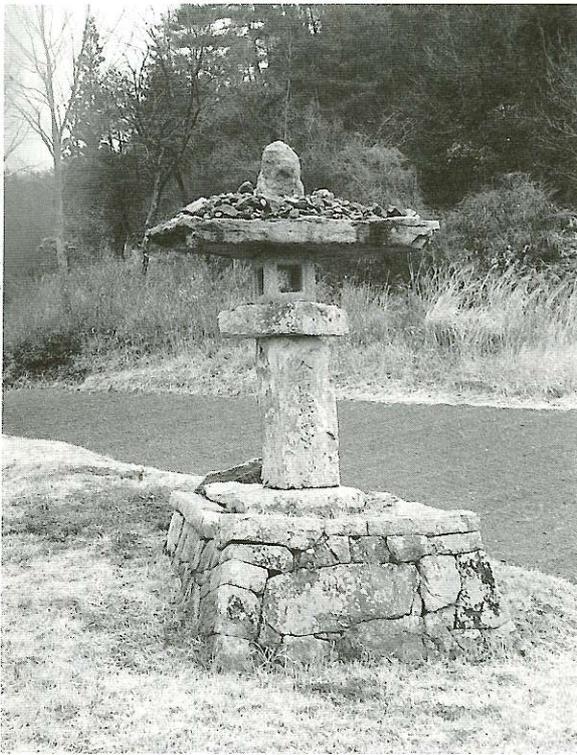
大気汚染防止推進月間
です



久木の常夜燈

大字小島、久木の池田幸夫氏宅の向こうの県道の傍に、自然石の常夜燈が立っている。

傘石の上に多くの小石が投げ上げられており、竿石の正面に金比羅宮、右側面に大神宮と彫られている。また、天保十一年三月吉日建立の銘もある。



久木の常夜燈

讃岐の金比羅宮と、伊勢の皇大神宮に対する献燈ということだが、昔は、伊勢参宮は笠岡から大阪までは舟を利用してするのが通例であったから、伊勢参宮の旅路の平安を祈って、大神宮へと、その海路の守り神金比羅宮の双方へ献燈したものと思われる。神社や寺院の境内以外の、

このような道の傍などにある常夜燈は、だいたい前述の常夜燈と同様の趣意によるもののように、金比羅宮と彫られているものが多い。

そして、このような常夜燈の庭は、地域の人々の立会所(集会所)に使われたところも多かった。また、ところによっては盆踊りの会場にもなった。

地域で何か相談ごとがあるとき立会(集会)が催されるわけだが、たいていは夜で、人々は薪割木三、四本を持って常夜燈前に集まり、焚火にあたりながら談合した。(余談であるが、娯楽の少なかつた当時は、相談は済んでも焚火のある間は四方山の世間話が続き、薪がなくなると解散した。)

傘石の上の小石は、投げ上げて一回でうまく乗っかれば、願い事が叶うとか縁起がよいとかいって投げ上げたもの。筆者も子供の頃よくやったものだ。神社の鳥居の傘木の上に投げ上げるのも同じ趣意である。

十三仏

大字父木野、宗兼の県道と、もとの父木野小学校に通ずる旧道の、分岐点あたりの県道の上側の崖に祀られている。大正十一年(一九二二)に安置したといわれる。

十三仏とは、南北朝に始まり、室町・江戸時代に、追善供養の本体として盛行した、十三の仏・菩薩・王である。(一)内のような忌日に配される。

- 不動明王 (初七日)
- 釈迦如来 (二十七日)
- 文殊菩薩 (三十七日)
- 普賢菩薩 (四十七日)
- 地藏菩薩 (五十七日)
- 弥勒菩薩 (六十七日)
- 薬師如来 (七十七日)
- 観世音菩薩 (百廿日)
- 勢至菩薩 (一周忌)
- 阿彌陀如来 (三回忌)
- 阿閼如来 (七回忌)
- 大日如来 (十三日)
- 虚空蔵菩薩 (三十三年)

平成 5 年

年末交通事故防止
県民総ぐるみ運動

